

展示施設活性化事業プロジェクトマップ 業務委託業者選定プロポーザル募集要領

湯沢市内展示施設の普及啓発の一環として、県指定有形文化財「旧雄勝郡会議事堂」において湯沢市の文化財や歴史文化の魅力を発信するイベントとしてプロジェクトマップ（以下、「本事業」という。）を開催する。

この募集要領は、本事業の業務委託の契約候補者をプロポーザル方式により選定するにあたり必要な事項を定める。

1 委託業務概要

(1) 委託業務名

展示施設活性化事業プロジェクトマップ業務委託

(2) 業務内容

仕様書(別紙1)のとおり

(3) 履行期間

契約締結の翌日から令和7年3月1日(土)まで

(4) 業務費限度額

11,858千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 選考概要

(1) 関係書類の提出先及び問合せ先

湯沢市文化遺産活性化実行委員会事務局

(湯沢市教育委員会事務局教育部生涯学習課文化財保護室内)

住 所 〒012-8501 湯沢市佐竹町1番1号

電 話 0183-55-8193

F A X 0183-72-8515

E-mail k-bunkazai@city.yuzawa.lg.jp

(2) 選考方法

湯沢市の文化財・歴史文化や市内展示施設の魅力を知ってもらう機会としてプロジェクトマップを実施するものであることから、本事業の業務委託契約候補者の選定をプロポーザル方式によって実施する。

選考は、本事業の企画・運営内容について、企画提案に基づくプレゼンテーションを実施し審査のうえ契約候補者を選定する。

本業務に関する委託契約を湯沢市文化遺産活性化実行委員会（以下、「実行委員会」という。）との間で直接締結できること。

(3) 参加資格要件

本業務プロポーザルに参加する者(以下「参加者」という。)は、次に掲げる資格要件を満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ③ 秋田県内に事業所を有する者であること。
- ④ 過去に本業務に類する屋外での映像投影業務の受託実績を有する者であること。
- ⑤ 国税(法人税または所得税及び消費税をいう。)及び地方税について滞納がないこと。
- ⑥ 湯沢市暴力団排除条例(平成24年湯沢市条例第2号)第2条に規定する暴力団、暴力団員等又はこれらと関係を有していない者であること。
- ⑦ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

(4) 実施スケジュール

No.	内 容	期 日 等	備 考
1	募集開始	令和6年4月15日(月)	募集要領、仕様書等の提示
2	質問受付期限	令和6年4月19日(金)	午後4時まで 電子メールのみ
3	質問回答期限	令和6年4月22日(月)	
4	参加申込書の提出期限	令和6年4月25日(木)	
5	企画提案書の提出期限	令和6年5月8日(水)	見積書を添付
6	プレゼンテーションの実施	令和6年5月10日(金)	
7	選考結果通知	令和6年5月13日(月)	
8	契約の締結期限	令和6年5月31日(金)	予定

3 募集方法

湯沢市ホームページによる募集

4 参加申込

本プロポーザルに参加を希望する者は、湯沢市ホームページから必要書類等をダウンロード・作成し期限までに提出すること。

(1) 提出書類

- ①参加申込書（様式第1号）
- ②納税証明書（直近のもの、コピー可）
- ③事業所の概要書（任意様式、業績例添付、パンフレット可）

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期限

令和6年4月25日(木)午後4時

(4) 提出方法

持参又は郵送による

(5) 提出先

1 ページ「関係書類の提出先及び問合せ先」に記載のとおり

(6) 留意事項

- ①参加申込書の提出をもって募集要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- ②提出期限内に参加申込書を提出しない者又は参加資格がないと認められた者は本プロポーザルに参加することはできない。
- ③参加申込書提出後、参加資格要件を満たしていないと認められた場合は、4月26日(金)までに参加申込書に記載されたメールアドレスにその旨を通知する。

5 企画提案書及び見積書の提出

下記の書類を次の要領で提出すること。

(1) 提出書類

①企画提案書（様式第2号）

- ア 様式規格はA4規格とし企画提案書（様式第2号）を表紙とする。
- イ 企画提案書の添付資料は表紙・目次除き11ページを上限とする。

②見積書（見積内訳書添付）（任意様式）

- ア 見積書は、税別表示とすること。
- イ 見積内訳書は本業務委託仕様書（別紙1）「6. 業務内容」に則って作成すること。
- ウ 見積内訳書は人件費・旅費・需用費・役務費等の経費区分の積算がわかるものとする。

③業務工程表（任意様式）

④業務実施体制(予定)（様式第4号）

(2) 提出部数

各 7 部 (原本 1 部、写し 6 部)

(3) 提出期限

令和 6 年 5 月 8 日 (水) 午後 4 時

(4) 提出方法

持参又は郵送による

(5) 提出先

1 ページ「関係書類の提出先及び問合せ先」に記載のとおり

6 質問の受付及び回答

本プロポーザルや本業務に関する質問方法は電子メールに限る。(電子メールアドレス : k-bunkazai@city.yuzawa.lg.jp)

電子メールの表題は「プロポーザル質問【事業者名】」とし質問書(様式第 3 号)により提出すること。質問は令和 6 年 4 月 19 日(金)午後 4 時まで受け付ける。

なお、質問への回答は 4 月 22 日(月)までに、電子メールで随時行う。

7 審査方法等

契約候補者の選考は、参加者から提出された企画提案に基づくプレゼンテーションにより、別途定める審査基準を基に審査委員が審査・採点し、合計点が最も高い点数の者を契約候補者として選出する。但し、合計点が同点の場合は見積額が最も低い額の者を契約候補者とする。

また、見積額も同額の場合は、くじ引きにより決定する。

なお、応募者が 1 者の場合でもプレゼンテーションを実施する。

(1) プレゼンテーションの実施

①開催日時・場所

日時：令和 6 年 5 月 10 日(金)

場所：湯沢市役所本庁舎

(詳細な日程等については別途電子メールで通知する。)

②プレゼンテーションの参加者は 3 名以内とし内 1 名は本業務に従事する予定の者(現場責任者等)が参加するものとする。

③企画提案に沿った映像等による説明は可とする。

④企画提案書等の説明後、内容に対する質疑応答を行う。

⑤実施時間の目安は準備・片付けを含めて 30 分とする。(うち、プレゼンテーション 15 分以内、質疑応答 10 分程度を予定)

⑥プレゼンテーションで使用するスクリーン・プロジェクター等の機材を希望する場合は、開催日の前日までに申し出ること。なお、Wi-Fi 等の通信環

境が必要な場合は、参加者が適宜用意すること。

⑦企画提案書・プレゼンテーション・質疑応答等、内容は非公開とする。

(2) 審査基準（項目、観点、及び配点）

「審査基準表」（別紙2）のとおり

(3) 選考結果

プレゼンテーション終了後、審査委員会で採点を行い5月13日(月)に結果を電子メールで通知する。

また、湯沢市ホームページにおいて選考結果を公表する。

8 プロポーザル参加に際しての留意事項

(1) 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

①参加資格要件を満たさない場合(契約締結までの間に資格要件を満たさなくなった場合を含む)

②参加申込をしたのち期限内に必要な書類を提出しなかった場合

③提出書類に虚偽の記載があった場合

④本プロポーザルの実施にあたり不正もしくは妨害行為を行った場合

⑤見積書において業務費限度額を超える見積合計額を提示した場合

⑥その他、募集要領に違反した場合

(2) 参加辞退

参加者は、参加申込書を提出した後でも、企画提案書の提出期限までは参加を辞退することができる。参加を辞退する場合は、速やかに辞退届(任意様式)を提出すること。

(3) 提出書類の取扱い

①提出書類の内容に含まれる著作権は、原則として参加者に帰属する。

②提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

③提出書類の差し替えは認めない。

④提出書類は本プロポーザルの実施にあたり必要な範囲において複製する場合がある。

9 その他

(1)参加者は、複数の企画提案をすることはできない。

(2)受注者となった者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(3)本プロポーザル参加に要する費用は全て参加者の負担とする。

令和6年度 展示施設活性化事業
プロジェクションマッピング業務委託仕様書

1. 委託業務の名称

展示施設活性化事業プロジェクションマッピング業務委託

2. 業務の目的

湯沢市内の展示施設のひとつでまちの中心部にある「旧雄勝郡会議事堂」（県指定有形文化財）において市の文化財や歴史文化を紹介するプロジェクションマッピングを実施し、文化財の素晴らしさや魅力を発信することで文化財への興味関心を深める機会とするとともに、他の3展示施設（郷土学習資料展示施設（ジオスタ☆ゆざわ）・院内银山異人館・稲庭城）の周知・集客の増加へとつなげていく。

3. 業務概要

プロジェクションマッピングイベントの企画、制作及び運営

4. イベントの実施日時、場所及び投影対象

- (1) 実施日 令和6年8月5日(月)から同年8月6日(火)までの2日間
(七夕絵どうろうまつり期間、一日3回実施)
- (2) 時間 1回目：午後7時30分 2回目：午後8時
3回目：午後8時30分 各回10分間程度(同内容)
- (3) 場所 雄勝郡会議事堂記念館（湯沢市北荒町2-20）
- (4) 投影対象 雄勝郡会議事堂記念館正面（東面）側外壁面（①概要図参照）

5. 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受注者は、業務の実施にあたって、関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 受注者は、業務の実施にあたって発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解したうえで適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 受注者は、業務の進捗について、発注者に定期的に報告すること。
- (5) 受注者は、本業務委託の全部を第三者に再委託してはならない。
- (6) 受注者は、本業務委託の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ発注者に書面により報告し、発注者の承認を得ること。ただし、企画提案書に記載されているものについては、この限りでない。
- (7) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議を行い、指示を仰ぐこと。

6. 業務内容

(1) 事前調査・テストの実施

投影対象の実地調査及びテスト投影を行い、必要な機材、投影機材設置場所、人員体制、関係機関との調整事項、法規制等を確認すること。

(2) 映像・音楽データ等の作成

- ① 投影する映像は、湯沢市の歴史文化や指定等文化財・未指定文化財の魅力を伝えるため、湯沢市文化財活用地域計画の関連文化財群「街道と産業の発達」(②計画抜粋参照)をテーマとしたものとする。加えて雄勝郡会議事堂記念館のほか市内の4つの展示施設の紹介映像を作成し、地域の文化財への理解を深められる内容とすること。なお映像には市民等が参加・体感できるインタラクティブな要素を加えることとし、映像の長さは10分程度とすること。
- ② 必要となる写真等の素材については、発注者から提供を受けるもののほかは、受注者が用意すること。
- ③ 建物平面だけでなく壁面の形状を生かした投影とすること。
- ④ 映像に合わせて放送する音楽を作成すること。
- ⑤ 作成した映像・音楽は、実施前に発注者に提案し確認を得ることとし、求めに応じて適宜修正すること。また、確認及び修正に必要な作業期間を設けること。
- ⑥ 市ホームページなど広報に使用するためのイメージ画像を作成し、発注者と協議の上納品すること。

(3) 映像の投影及び音楽の放送

- ① 投影に係るプロジェクター(レンズ含む)は、発注者が用意するものを使用すること。その際、当該プロジェクターに起因する瑕疵が生じた場合は発注者がその責任を負うものとする。

提供機材：EPSON EB-PU2116W相当 予備機含め2台

- ② ①のほか、音響機器・照明・特殊照明・投影システム等は全て受注者において用意すること。なお、準備等も含めたイベント実施期間中の機材の保全及びその設置場所周辺の安全確保は、受注者の負担において行うこと。
- ③ 発注者の指示により随時投影及び放送の開始又は中止、若しくは音量操作ができるよう専任のオペレーションスタッフを常時置くこと。
- ④ イベントの実施に際しては、観覧者、通行者その他第三者に対して、トラブルや事故のないように十分に配慮し円滑かつ効率的に業務を遂行すること。
- ⑤ MC及びアトラクションを実施し円滑なイベント運営、効果的な集客に努めるものとする。

(4) 記録映像の提供

- ① 投影実施後も発注者が動画投稿サイトに公開し、また公共の場で放映するなど広報に用いるため、実施当日の投影内容及び投影対象や観客等周囲の様子を記録した音

声入り映像（以下「記録映像」という。）を4K以上の画質で作成すること。

②記録映像は編集の上、メディア（BD又はDVD）に委託者の指定するファイル形式で格納しイベント実施後30日以内に2部納品すること。

7. 中止の場合の措置

- (1) 荒天等により、イベントを中止する場合は、発注者から受注者にFAX又は電話で連絡するものとし、その決定は連絡があった時点とする。
- (2) 中止に伴う再実施の可否及び委託金額の変更等については、発注者と受注者が協議して決定するものとする。

8. 設備等

(1) 電源

イベントの実施に必要なプロジェクター・音響機器・照明・特殊照明・投影システム等の電源は、受注者において用意すること。なお、設置に要する手数料及び投影に係る電気料金は受注者負担とする。

(2) 災害防止

安全対策には十分注意し、イベント及び準備作業等により第三者及び器物に損害等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに処理すること。

(3) その他

このイベントの実施に当たり、受注者の過失による造営物その他への損傷、機器等の破損が発生した場合は、受注者の負担において復元すること。

9. 著作権

- (1) 本業務における著作権は発注者に帰属するものとする。
- (2) 納入された記録映像に含まれる音楽、映像データ、ロゴ、キャッチコピーなどの著作権は発注者に帰属するものとする。
- (3) 前2項の規定に関わらず、受注者及びコンテンツ制作の関係者は、コンテンツの記録映像を、自己のPR、記録、事業実績の紹介(会社案内、ホームページ、従業員の研修、社内データベースとしての使用ほか)に限り使用することができる。
- (4) 第三者の著作物を使用する場合は、受注者の負担で著作権処理を行うこと。
- (5) 前項における著作権処理の際、著作権者の意向で、何らかの制限を設けなければ使用許諾が得られない場合は、当該著作物の使用について、あらかじめ発注者と協議の上で、著作権処理を行うものとする。この場合、使用に対し設けられた制限の内容について、受注者は文書で発注者に報告すること。

10. その他

(1) 関係者・関係機関との密接な調整

発注者のほか、関連業者等、本業務の関係者・機関と常に良好な関係を保ち、調整を要する事項についてはあらかじめ密接な調整を行い、本業務を安全かつ円滑に実施できるようにすること。

(2) 近隣住民等への事前周知

イベント会場に隣接する街区の住民、事務所・事業所等にイベント実施、騒音等に関するチラシを配付して、事前に周知すること。

なお、詳細な周知範囲については、発注者と協議して決定するものとする。

(3) 許認可等の手続き

業務履行に関しては関係法令を遵守すること。

また、履行に当たって許認可等の処分を必要とする手続きをあらかじめ把握し、受注者において処理できる手続きは、関係機関への手続きを受注者の負担において遺漏なく行うこと。受注者において処理できない手続きについては、発注者と調整すること。

(4) イベント会場の人員整理及びその周辺の道路交通規制について

会場前の市道は、交通規制をしてイベントを実施するものとし、交通誘導員及び雑踏整理員適切に配置するとともに、看板等を設置し事前周知を十分行うこと。なお、テスト投影においても同様とする。

(5) 緊急連絡体制

受注者は業務実施に当たり、各業務の責任者を明示した緊急連絡体制表を発注者に提出すること。

(6) 成果品に瑕疵ある場合の訂正

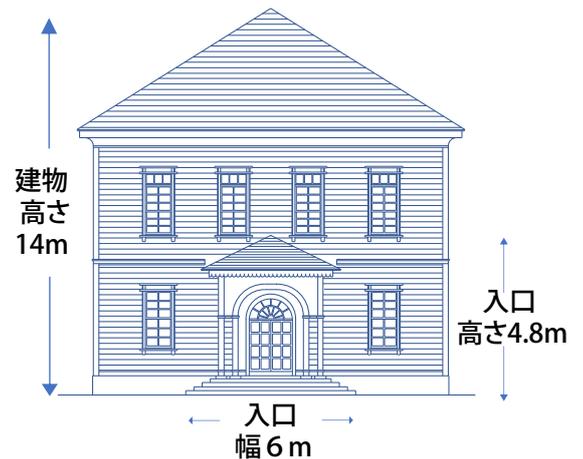
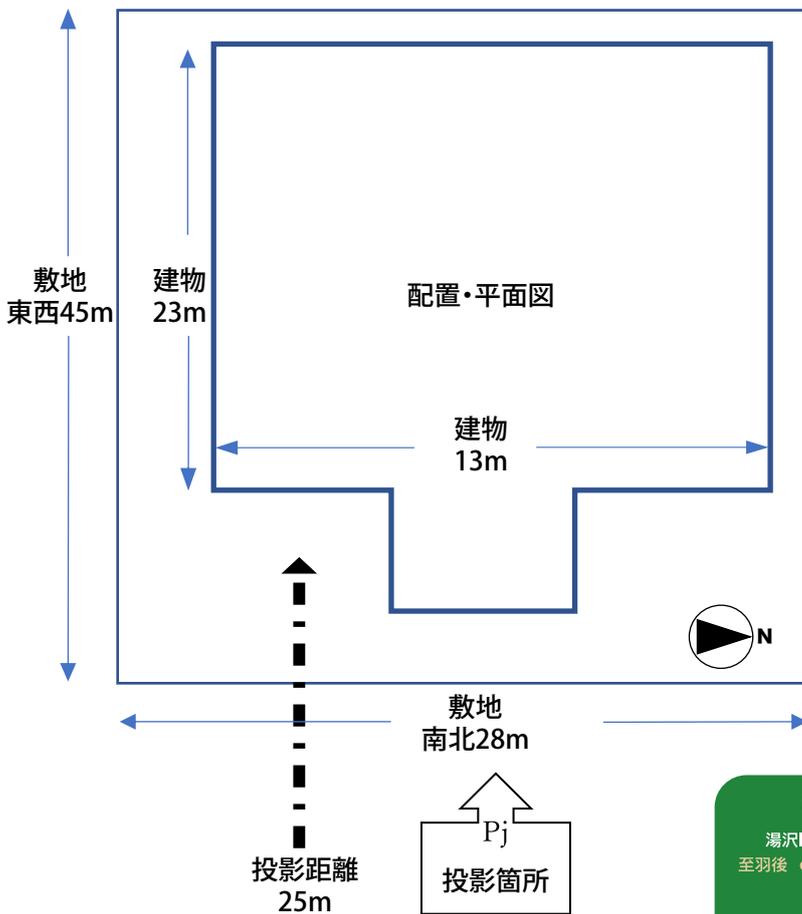
納品後に成果品に瑕疵があった場合は、受注者は発注者の指示により速やかに訂正しなければならない。委託期間終了後も同様とする。

(7) 協議事項

その他、この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して決定するものとする。

令和6年度 展示施設活性化事業 プロジェクションマッピング概要図

実施箇所 雄勝郡会議事堂記念館 (湯沢市北荒町2-20)
指定文化財名称 旧雄勝郡会議事堂 (秋田県指定有形文化財)



立面図
(投影面: 建物東外壁面)



実施箇所位置図

上映概要

- ・ 8月5日～6日 (2日間)
- ・ 一日3回 各10分程度
- ・ 建物東 外壁へ投影

③街道と産業の発達

鉄道奥羽線が開通するまでは「人は街道」「荷物は船」と言われ物資の輸送のほとんどは雄物川を往来する川船が使われました。上流に位置する湯沢では80俵積船が最大で、角間川(現大仙市)で1,000俵積船に積み替えられ土崎湊^{みなと}へ輸送されました。湊からは北前船で大坂や各地に積み出されました。下り船では年貢米や大小豆類、煙草、生糸その他特産物が運ばれ、湯沢への上り船には京都・大坂方面からの珍しい品や海の幸を運んできました。雄物川の本流や支流に多くの船着き場、渡し場があり、幾度かの洪水によって栄えた船着き場も変わっていったようです。

また、国の伝統的工芸品の川連漆器^{かわつらしっき}に使われる原材木も皆瀬地域の山間から稲川地域へ皆瀬川を下って運ばれていました。

初代秋田藩主義宣^{よしのぶ}の父義重^{よししげ}は有屋^{ありや}峠^{とうげ}を通して領内に入りました。古代の官道であるこの難路を解消するため、秋田藩は藩境の杉峠^{すぎとうげ}(現在の雄勝峠)開削に速やかに取りかかります。町場の入口には、開削と同時に藩の南口を占める重要地として院内に番所が置かれました。また、院内銀山の産銀は海難を避けるため陸路馬背負で運ぶのが原則でした。



『椀師作業工程絵図』から

佐竹南家は入部した当初から湯沢城の麓に住居と役所を兼ねた御屋敷を構え、これを中心に町割がなされました。現代へつながる市の産業経済の基盤が作られたのもこの時代です。

旧市街地の一部区画には、今でもその町並みが残り、町人の居住区であった外町^{とまち}がひろがる羽州街道^{うしゅうかいどう}や、仙台方面から貴重な海産物が運ばれてきた小安街道^{おやすかいどう}、そして道の脇に残るケヤキの一里塚などから道跡を感じ取ることができます。

また、院内銀山の繁栄が湯沢を中継商業地として発展させ、同時に湯沢の商人も大きく成長しました。羽州街道沿いに残る「両関酒造本館^{りょうげんしゅぞうほんかん}」や商家として栄えた「山内家住宅^{やまうちけじゅうたく}」など、国登録等の歴史的建造物が往時を偲ばせます。

「愛宕神社祭典(神渡行列並びに大名行列)」
市指定無形民俗文化財

< 構成文化財 >

No.	構成文化財	地域	区分	指定等	QRコード	概要
1	奥山家住宅	湯沢	有形 (建造物)	未		羽州街道沿いに、山内家住宅と向きあって建ち、土蔵造板葺2階建の内蔵からは明治36(1903)年の棟札が見つかっている。
2	院内番所絵図	雄勝	有形 (絵画)	市		江戸時代後期の院内口留番所の様子を描いたもので、作者は京都四条派画家山脇東暉門下生の大角南耕である。
3	川連漆器	稲川	有形 (工芸)	未		仕上げに行う「花塗り」と呼ばれる技法が特徴。昭和51(1976)年に国の伝統的工芸品に認定された。
4	佐竹南家日記	湯沢	有形 (古文書)	県		天和2(1682)年から慶応4(1868)年までの187年間にわたり、南家や家臣団の動き、町方や村方の様子などが幅広く記録されている。
5	天樹院様御用日記	稲川	有形 (古文書)	市		文化8(1811)年に記された、秋田藩9代藩主の小安行き道中の八面村の村事情や、藩主御小休処の手入れ、手水場等の設置についての記録である。
6	湯沢絵図	湯沢	有形 (歴史)	市		享保13(1728)年、佐竹南家の御抱え絵師遠藤昌宅の筆によるもので、藩庁に提出された絵図の控えである。
7	湯沢外町絵図	湯沢	有形 (歴史)	未		明和2(1765)年に描かれた絵図で、南北に広がる町人の屋敷割が詳細に記されている。
8	柳田村絵図	湯沢	有形 (歴史)	未		江戸時代に描かれた柳田地区の絵図。雄物川舟運の港が描かれている。
9	愛宕町の一里塚	湯沢	史跡	県		羽州街道に築かれたものである。塚上には樹高21.7m、樹齢約400年のケヤキ(槻木)がそびえ、塚の全面に大きな根を張り、底部は周囲33mある。
10	湯ノ原の一里塚	湯沢	史跡	市		羽州街道を横断して日本海側から太平洋側へ通じる小安街道に築かれたもので、樹高11.6m、樹齢約370年のケヤキ(槻木)である。
11	湯沢城址	湯沢	史跡	市		鎌倉時代後期、小野寺氏が築城。江戸時代に当地に入部した佐竹南家が整備したが、元和6(1620)年に破却された。現在は公園として整備されている。
12	院内番所跡	雄勝	史跡	市		慶長13(1608)年に院内所預によって設けられた番所で、現在の門は後世の複製である。もとは現在地より南に20mほど離れた辺りにあった。
13	稲庭城跡	稲川	遺跡	未		鎌倉時代に小野寺氏が築城し、本拠としていたが文禄5年(1596年)、最上氏に攻められ落城した。現在は「稲庭城」という観光施設が建てられている。
14	佐竹南家御屋敷跡	湯沢	遺跡	未		佐竹南家が所預として明治まで政務にあたった屋敷で、広さは約130坪四方、東と南は城山へと続き、西と北には堀が築かれていた。
15	両関酒造本館	湯沢	有形 (建造物)	国登録		明治7(1874)年創業の清酒醸造元。本館は大正12(1923)年の建築で、伝統的な町屋形式の意匠による建物である。
16	山内家住宅	湯沢	有形 (建造物)	国登録		文化(1804～1818)年間から昭和にかけて呉服商を営んだ山内三郎兵衛家の住宅で、建物は昭和9(1934)年に竣工。
17	愛宕神社祭典「神渡行列並びに大名行列」	湯沢	無形 民俗	市		愛宕神社祭典では、古くから神渡行列が行われていて、江戸時代末期からは町人による大名行列が合わせて行われるようになった。殿さまを中心とした編成が旧羽州街道を練り歩く。

No.	構成文化財	地域	区分	指定等	QRコード	概要
18	羽州街道	湯沢・雄勝	街道	未		福島県桑折町から青森県弘前市までを結ぶ、東北の主要街道の一つ。市内の街道沿いには宿場が形成され、参勤交代の際に利用された。
19	小安街道	湯沢・稲川・皆瀬	街道	未		稲川地域、皆瀬地域を経て仙台領(宮城県)につながる街道で、新鮮なホヤが峠を越えて運ばれたことから「ホヤ街道」とも呼ばれた。
20	本荘街道	湯沢	街道	未		秋田県由利本荘市を起点とし、湯沢市で羽州街道に合流する街道。本荘港で陸揚げした物資の輸送路として重視された。
21	イザベラ・バードの旅路	湯沢・雄勝	街道	未		イギリス出身の紀行家で、明治11(1878)年に来日し、7か月にわたって日本各地を旅した。7月18日～19日(推定)の間、湯沢市に滞在した。
22	湯沢大堰	湯沢	有形(建造物)	未		江戸時代に整備された、市内を4.5kmにわたり南北に流れる用水路で、木材運搬ほか、農業や生活用水、消防用水として利用された。
23	湯沢銘酒	湯沢	有形民俗	未		院内銀山という大量消費地を抱えたこの地では古くから酒造が盛んであり、市内で最も歴史のある木村酒造は元和元(1615)年創業。
24	七夕絵どうろうまつり	湯沢	無形民俗	未		約300年前から始まったとされる。市内中心部に浮世絵や美人画を描いた大小の絵灯籠が飾られ、内外から約20万人の観光客が訪れる夏祭り行事である。

<主な構成文化財>



審査基準表

展示施設活性化事業プロジェクトマッピング業務委託業者選定プロポーザル審査会

審査項目	審査観点	係数 ①	点数 ①×②
実施方針等	業務の目的、内容及び仕様等を正しく理解しているか (配点：10点)	2	
提案内容等	テーマ「街道と産業の発達」に沿い、地域の文化財への理解を深められる内容となっているか (配点：25点)	5	
	演出等のアイデアに独自性があり集客性・話題性を見込めるか (配点：20点)	4	
	文化財「旧雄勝郡会議事堂」を生かした投影となっているか (配点：15点)	3	
	提案内容や工程計画について周囲に対する安全安心な配慮がなされているか (配点：10点)	2	
業務実施体制等	業績や実施体制から実施についての信頼性を見込めるか (配点：10点)	2	
提出見積額	提出された本業務の見積額は適正か (配点：10点)	※1	
合 計			

※1 配点10点 × $\frac{\text{参加者中の最低見積額}}{\text{当該参加者の見積額}}$ = 点数(小数点以下は切下げ)

審査基準点 ②

極めて良い	5点
良い	4点
普通	3点
やや劣る	2点
劣る	1点